

## 汚染土壌処理業の許可手続き等に関する指導要領

(平成21年11月11日 21水大第222号長野県環境部長通知)

(趣旨)

第1条 この要領は、汚染土壌処理業の許可手続き等に関する指導要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係住民)

第2条 要綱第3条第3項の要領で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第3条第1項に規定する周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (2) 前号に掲げる者のほか処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者

(記録及び閲覧)

第3条 要綱第4条の規定による記録、備置き及び閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 処理施設において処理を行った汚染土壌の種類及び数量の記録は、各月ごとに行うこと。
- (2) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。

ア 処理施設において処理を行った汚染土壌の種類及び数量 当該処理を行った日の属する月の翌月の末日

イ 次条第1号に掲げる事項 同号のウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ウ 次条第2号に掲げる事項 同号の点検を行った日の属する月の翌月の末日

- (3) 記録は、備え置いた日から起算して5年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。

- (4) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

2 処理施設を設置する者は、法第22条第8項の規定による記録をもって要綱第4条に規定する記録の一部に代えることができる。

(処理施設を設置する者の記録する事項)

第4条 要綱第4条の要領で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設を設置することに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水の測定を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該測定を行った位置

イ 当該測定を行った年月日

ウ 当該測定の結果の得られた年月日

エ 当該測定の結果

- (2) 処理施設の点検を行った場合における次に掲げる事項

ア 当該点検を行った年月日

イ 当該点検の結果

(事業計画協議の全部又は一部を適用しないもの)

第5条 要綱第6条ただし書きの要領で定める者のうち、事業計画協議に係る規定の全部を適用しないものは、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条第1号に掲げる許可の申請をしようとする者のうち、法第22条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更(軽微な変更を除く)をすることなく当該許可の更新をしようとするもの
- (2) 要綱第6条第2号に掲げる変更の許可の申請をしようとする者で、その変更により生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと知事が認める変更をしようとするもの
- (3) その他知事が認める者

2 要綱第6条ただし書の要領で定める者のうち、要綱第7条から第12条までの規定を適用しないものは、次のとおりとする

- (1) 要綱第6条第1号に掲げる許可の申請をしようとする者のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第15条第1項の許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物最終処分場を使用するもので、かつ、当該産業廃棄物最終処分場について廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定による設置の許可に係る事項の変更の許可を要しないもの
- (2) その他知事が認める者

(事業計画概要書)

第6条 要綱第7条に規定する事業計画概要書(以下単に「事業計画概要書」という。)は、様式第1号によるものとする。

(事業計画概要書の公表)

第7条 要綱第8条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要綱第7条第1項各号に掲げる事項
- (2) 事業計画概要書の縦覧の場所、期間及び時間

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事業計画概要書に対する意見書)

第8条 要綱第9条の意見書は、様式第2号によるものとする。

(事業計画概要書に対する知事の意見の公表)

第9条 要綱第10条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要綱第7条第1項各号に掲げる事項
- (2) 要綱第10条各号に掲げる事項についての知事の意見の概要
- (3) 要綱第10条の規定による通知をした年月日

2 第7条第2項の規定は、要綱第10条の規定による公表について準用する。

(事業計画概要説明会の開催通知)

第10条 要綱第11条第3項の規定による通知は、事業計画概要説明会開催通知書(様式第3号)により行うものとする。

(事業計画概要説明会終了報告書の記載事項等)

第11条 要綱第12条第1項の要領で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 処理施設の設置の場所
  - (3) 処理施設の種類
  - (4) 処理施設の構造
  - (5) 処理施設の処理能力
  - (6) 処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
  - (7) 事業計画概要説明会(要綱第7条第1項第10号に規定する事業計画概要説明会をいう。以下この条において同じ。)の周知に関する次に掲げる事項
    - ア 周知の方法
    - イ 周知をした地域
    - ウ 周知をした期間
  - (8) 事業計画概要説明会の開催に関する次に掲げる事項
    - ア 日時及び場所
    - イ 参加者数
    - ウ 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名
    - エ 質疑の概要
    - オ 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由
- 2 要綱第12条第1項に規定する事業計画概要説明会終了報告書(以下この条において単に「事業計画概要説明会終了報告書」という。)は、様式第4号によるものとする。
- 3 事業計画概要説明会において説明のために使用した資料があるときは、その写しを事業計画概要説明会終了報告書に添付しなければならない。
- 4 第7条第1項及び第2項の規定は、要綱第12条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第7条第1項第2号中「事業計画概要書」とあるのは、「事業計画概要説明会終了報告書」と読み替えるものとする。
- 5 要綱第12条第3項の意見書は、様式第5号によるものとする。

(事業計画書の記載事項等)

第12条 要綱第13条第1項第8号の要領で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の維持管理に関する計画
  - (2) 処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
  - (3) 汚染土壌の処理の方法
  - (4) 保管設備の場所及び容量
  - (5) 処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項
- 2 前項第1号の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。
- (1) 排出される大気有害物質及び排出水の測定方法に関する事項
  - (2) その他処理施設の維持管理に関する事項

3 第1項第2号の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

- (1) 処理施設の位置
- (2) 処理施設の処理方式
- (3) 処理施設の構造及び設備
- (4) 排出される大気有害物質及び排出水の処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
- (5) 悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置
- (6) その他処理施設の構造等に関する事項

4 事業計画者は、要綱第6条各号に掲げる許可の申請に係る添付書類のうち知事が必要と認めるものを事業計画書に添付しなければならない。

5 要綱第13条第1項に規定する事業計画書は、様式第6号によるものとする。

（事業計画書の公表）

第13条 要綱第14条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要綱第13条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第12号までに掲げる事項
- (2) 事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第7条第2項の規定は、要綱第14条第1項の規定による公表について準用する。

（事業計画説明会の開催通知）

第14条 要綱第15条第2項の規定による通知は、事業計画説明会開催通知書（様式第3号）により行うものとする。

（事業計画に対する意見書）

第15条 要綱第16条の意見書は、様式第7号によるものとする。

（見解書）

第16条 要綱第17条第1項に規定する見解書は、様式第8号によるものとする。

2 第7条第2項及び第13条第1項の規定は、要綱第17条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、第13条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは、「見解書及び意見書の写し」と読み替えるものとする。

（見解書に対する意見書）

第17条 要綱第18条の意見書は、様式第5号によるものとする。

（事業計画に対する知事の意見の公表）

第18条 第7条第2項及び第9条第1項の規定は、要綱第19条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第9条第1項第1号中「第7条第1項各号」とあるのは「第13条第1項第1号から第7号まで及び第9号から第12号まで」と、同項第2号中「第10条各号」とあるのは「第19号第1項各号」と、同項第3号中「第10条」とあるのは「第19条第1項」と読み替えるものとする。

（公聴会）

第19条 知事は、要綱第20条の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、

意見を聴く必要があると認めたと者にその旨を通知しなければならない。

- 2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。
- 5 公聴会においては、前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 7 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(最終見解書)

第20条 要綱第21条第1項に規定する最終見解書は、様式第9号によるものとする。

- 2 第7条第2項及び第16条第2項の規定は、要綱第21条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第16条第2項第2号中「見解書及び意見書の写し」とあるのは「最終見解書」と読み替えるものとする。

(事業計画変更届出書)

第21条 要綱第22条第1項の規定による事業計画の変更の届出は、事業計画変更届出書(様式第10号)により行うものとする。

(事業計画廃止届出書)

第22条 要綱第23条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届出書(様式第11号)により行うものとする。

- 2 要綱第23条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 要綱第13条第1項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 要綱第23条第1項の規定による事業計画の廃止の届出のあった年月日

- 3 第7条第2項の規定は、要綱第23条第2項の規定による公表について準用する。

(補則)

第23条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年11月11日から施行する。